

# 飯田女子短期大学 障害学生支援委員会規程

## (目的)

第1条 国連障害者権利条約及び障害者差別解消法に基づき、障害のある学生への差別的取扱の禁止と合理的配慮を提供できる学習環境を整備するために障害学生支援委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

## (構成)

第2条 委員会は、各学科から選出された教員及び学生課職員によって構成され、教授会の承認をえる。また、委員長は必要に応じて委員以外の教職員の出席を求めることができる。

## (委員長)

第3条 委員長は学長によって任命され、委員会を招集し、その議長となる。

## (任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

## (審議・活動)

第5条 委員会は、以下の事項を審議・実施する。

- (1) 障害を理由とする差別の解消に関する事項
- (2) 不当な差別的扱いの防止に関する事項
- (3) 障害者の状況に応じた合理的配慮に基づく社会的障壁の除去に関する事項
- (4) 障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮による障害者の権利利益の保護に関する教職員への啓発・広報活動
- (5) その他必要と認められる事項

## (事務局)

第6条 委員会の事務局は学生課におく。委員会は事務局からも出席する。

## (規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、委員会が行い、拡大教授会の承認をえる。

## 附 則

この規定は平成28年4月1日から施行する。